

公判への多数の傍聴と 裁判費用カンパのお願い

執行委員長 光沢 隆

授業1コマ（週にひとつの授業）の契約解除に対して裁判を起そうと思うひとは、多くないと思います。もちろん非常勤講師にとっては、授業1コマといえども重要な収入源であり、大切な仕事ですが、1コマのために裁判をするのはかえって大変だ、と思うかもしれません。高森さんが裁判を起そうと思ったのは、自分自身の生活のためでもあります。それ以上に、非常勤講師全体の待遇改善を考えてのことです。ペンネームの使用をたずねた、というような理由だけで雇用契約を解除するような行為は今後繰り返されるべきではない、このような大学の対応をこのまま放置してしまえば、非常勤講師の雇用はますます不安定なものになってしまう、との思いから裁判に踏み切ることを決意されました。それゆえ、高森さんの闘いは、われわれ非常勤講師全体の闘いとも言えます。東海圏大学非常勤講師組合は、全面的に高森さんを支援します。そして、みなさまからも支援（カンパ、励ましの言葉など）をいただけましたら、うれしく思います。

裁判募金、こんな用途に

いただいた募金は、以下のように使います。多くの人のお気持ちをお寄せください。

裁判弁護士費用

どんな弁護士に頼んでも、裁判はタダではできません。しかし、弁護士さんに全力投球してもらうことで、みんなで今後に生かせる判例もつくりだすことができます。

労働裁判は、本人と弁護士と、そして支援者との共同作業です。

宣伝費用

いくらネットが発達しても、宣伝の王道は紙媒体。しかし印刷代も安くはありません。あまり運動に触れることのない多くの人たちにも関心を持ってもらえるような宣伝物を、たくさんつくって、どんどん普及したいものです。

支援要請行動費用

メールと電話では、なかなか気持ちは伝わりません。ひとりでも多くの人と一緒に、高森さん本人とともに、ていねいにお願ひにおうかがいしたいと考えています。

切り取り線

高森裁判勝利、すべての非正規労働者に人間らしい働き方と生活を実現させる募金申込用紙

氏名	所属	募金額	□ 円 1口1000円以上をお願いします
----	----	-----	-------------------------

住所（任意）

一言メッセージをお願いします（任意）

メールアドレス @
メールアドレス（携帯） @

※裁判の様式や日程をメールで逐次ご案内いたします。目的外で使用することはありません。

日付 20 年 月 日

いりやーせ

東海圏大学非常勤講師組合

住所 〒467-8501
名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑 1
名古屋市立大学菊地夏野研究室気付
TEL/FAX 052-794-3956(牛田)
E-mail:toukaihoujin@yahoogroups.jp
郵便振替口座 12160 - 98511311
東海圏大学非常勤講師組合あて

東海圏大学非常勤講師組合 2009.2. 号外

「ペンネーム使っていいですか？」
聞いてみたら
3月2日
名古屋地裁に提訴しました
いきなりクビ!?

「採用内定取消し」が新聞やニュースをにぎわす昨今、大学の先生でも同じような事態が、昨年11月に発生しました。事件は大同工業大学（名古屋市南区）で発生しました。とくに一般企業が財務的に危機的な状況を口実にしているのに対し、大同工大の場合は何らそれらしい理由も示していません。

この事件で高森晃一さんは、来年度開講の「環境を科学する」の講義担当として、大学側の担当者からもメールで「授業担当をお引き受けいただき、誠にありがとうございました」との採用回答を受けていました。ところが、「ペンネーム使っていいですか」と聞いたところ、大学側から「御本名でのご出講をお願いしたく存じます」といわれたので、他大学ですで使用しているペンネームでもあったので、高森さんはその理由を再度問い合わせました。それに対し突然、「来年度の監査が入った時に、給与・時間割等でご本名とご出講名が異なると問題になるので、絶対にご遠慮いただきたい」などのことから、「今回の件はご縁がなかったということで、白紙に戻させていただきたく存じます」といわれて、そのまま解雇されたもの。

現在、結婚などの理由以外に、仕事で通称を使用している人はかなりいます。また大学でも、作家や芸能人以外にもいます。要は、給与振込みなどの際に本人であることが確認できればいいのです。文部科学省も、ペンネーム禁止の通達類も発していないとのこと。

大学経営者や教授会などのなかには、非常勤講師のクビは、合理的な理由なく自由に切れると考えている場合もあるようです。3分の1程度のコマを非常勤講師が受け持ち、高等教育の現場の大きな割合を担っている非常勤講師に対して、真理と学問の府たる大学が行う処遇としては甚大な問題があると考えられます。

非常勤講師組合は、大学の非常勤講師の地位向上のために努力しています。こんな事態を放置することはできません。また、非正規労働者の経済的・社会的な地位を、ますます危うくするものです。断じて許すことはできません。高森さんは、この解雇に対し、来年度後期からの出講についての採用内定を一方的に破棄したものととして、3月2日に名古屋地裁に提訴しました。どうか多くの方のご支援を訴えるものです。

大同工業大学・高森裁判勝利にご協力を

「問い合わせする人は不要」？

労働条件を聞いて何が悪いのでしょうか？

争点はここだ！

クビにしてきたのです。労働条件を話し合っ
て決めることを無視しています。

争点その 成立した契約の破棄である

高森さんは、大学の理不尽な対応について、話し合
いで解決できないかと、東海圏大学非常勤講師組合に加入し、団体交渉しよう
としました。労働組合員が労働組合の立場で団体交渉を申し入れた場合、
使用者には団体交渉に応じる労働組合法上の義務が発生するからです。そ
して、11月21日時点で、組合は団体交渉を申し入れました。ところが大学側
は、高森さんと大学との間には、どんなかたちの労働契約も存在してい
ない、契約がない以上団体交渉に応じる義務も何もないと、団体交渉を拒
否しました。

しかし、経過で明らかのように、大学側窓口担当者から10月29日に、「授
業担当をお引き受けいただき、誠にありがとうございました」との返事があ
ったのです。講義担当につき、大学側と高森さんの双方の意思が確認され、
労働契約が成立したのです。

その後、愛知県労働委員会にあっせんを申請しました。そこに大学側も来
ましたが、「契約は存在しない」との一点張りです。結局、大学側は解決金
の提示はするものの講義の担当を蹴って、あっせんは不調に終わりました。

大同工業大学は、「ペンネームを使用できますか？」との問い合わせに
対する対応として、「前例のない事態に処するだけの余裕がなかった」などの
身勝手な理由により、非常勤講師の労働契約を破棄しました。争点は、労働
者とその働く条件の希望を述べたりを問い合わせた場合に、使用者側が
気に入らないとして、一方的にクビにしているかどうか、そこで契約は成
立していなかったのかです。労働基準法では、労働条件は労働者と使用者
が対等に決定すべきとされていますが、これでは使用者側が気ままに一方
的に決めていいことになってしまいます。

争点その 契約の一方的打切りである

誰も労働条件について、機会があれば会社側にさまざま質問できます。
希望を述べたり賃金のことや残業代、有給休暇などのこともあるかもしれ
ません。会社は、それらについて、懇切に丁寧に答えてくれるはずで
す。また、労働条件の明

示は、法律で決まっています。さらに、労働基準法2条は、労働条件は労働
者と使用者が対等に決定すべきものと規定しています。つまり、労働条件
は、労働者と会社とが話し合いをして合意したものでなければいけません。
そのためには、前提として、どんなことでも質問できなければなりません。

しかし、大同工業大学は、「ペンネームを使っ
ていいですか？」という質問に対して、いきなり

で共著)などがあります。今回の高森さんの推薦者によると、「高森さん
は、長年受験業界・科学教育業界で実践的授業能力を有しており、生徒の
人気がないと勤められない予備校でも多数の授業を受け持つばかりで
なく、高度な専門知識を必要とする模試作成業務も多数担当している。
休暇にはポルネオ、スラウエシ、インド、沖縄などの現地に視察に出
かけ現地の生態系についての知識も豊富であり、自分で撮影した多数
の写真も有しており、授業で映写すれば学生のためになる。一連の著
作より専門性の高い難しい知識を予備知識のない学生たちにも分か
りやすく伝えることができる能力があると考えられる。生命倫理など、
自然科学一辺倒ではなく、社会問題も含めた幅広い知識も有してい
る」などの事項を、推薦理由に挙げています。

難しい内容をわかりやすく伝える生物学者

高森さんってこんな人

高森さんは、岡山県の高校を卒業後、東京理科大学基礎工学部生物工学科に入学・卒業し、
東京大学大学院医学系研究科を経て、大学や予備校で生物科の非常勤講師を
しながら、翻訳・出版活動も行っています。翻訳書としてサイモン・ルベ
イ著『クエア・サイエンス』(勁草書房)、著書として『検定外中学理科教科
書 新しい科学の教科書』(文一総合出版、筆名で共著)、『検定外高校生物
教科書 新しい高校生物の教科書』(講談社ブルーバックス、筆名で共著)、
『S T S教育読本』(かもがわ出版、筆名

事件のおもな経過と概要

2008年10月3日 大同工業大学は、来年度開講の「環境を科学する II」(後期)を担当する非常勤講師として、別の大学の教員を通じて高森晃一の紹介を受け、同教員を通じて当事者に打診をした。

10月21日 高森は引き受ける旨の意思表示を同教員経由で行った。

10月29日 大同工業大学教養部の窓口担当者(教員)から、「授業担当をお引き受けいただき、誠にありがとうございました」の返事があり契約成立、同じ文面で、「新規に非常勤講師をご担当いただく方には、【履歴書】の提出をお願いしております。簡単なもので結構ですので、お送りいただけますと幸いです。(メール添付でOKです)」との連絡が追加されていた。

11月4日 高森は大同工業大学あて履歴書を送付するとともに窓口担当者あて「なお、出講名は、ペンネームの高森識史でお願いできますでしょうか？」と問い合わせ。

11月7日 「ペンネームでのご出講につきましては、教室主任と確認ならびにご相談しましたところ、大変恐縮ではございますが、ご期待に沿うことはできません。御本名でのご出講をお願いしたく存じます。いかがでしょうか?この点、ご了承いただきたく存じます」との返事のメール。

同日 上記メールに対して「他の機関では、……通用名の使用は認められております。貴校でも、たとえば作家の公演をするときに、本名で、ということはないと思います。それができない理由をお知らせいただけないでしょうか?」とのメールを送信する。

11月10日 窓口担当者から、「先生がペンネームでのご出講を強く希望されている件につきまして、再度、協議いたしました。/(他の機関では)認められているのかもしれませんが、本学では、やはりご要望に沿うことはできません(慣行慣例です)。誠に申し訳ございません。/大変残念かつ恐縮ではございますが、今回の件はご縁がなかったということで、白紙に戻させていただきます。/誠に申し訳ございません」とのメールが届き、一方的に契約を解除。

11月16日 高森は「それでは、出講名を通称にすることは難しいようなので、とりあえず本名でも構いません」とのメールを送るが、返事なし。

11月21日 東海圏大学非常勤講師組合は、本件問題につき、団体交渉申入書を大学理事長あてに送付。

11月25日 回答期限につき、回答なし

11月26日 O人事総務部長に電話で問い合わせ。団体交渉には応じられないとの姿勢。

12月8日 愛知県労働委員会にあっせんの申請

12月24日 愛知県労働委員会にてあっせんの実施。復職を求めたのに対し、被申立人大同工業大学側はこれを拒否し、あっせんを打ち切った。